

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年7月15日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：1件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	6号機	定格熱出力一定運転中の当該号機の所内へ外部から電気を供給するための送電線（2系列のうち1系列）の保護装置異常を示す警報が発生したことから、当該保護装置を点検・修理及び対応検討	GⅡ	7月15日公表済 (PDF158KB)

区分Ⅲ：該当なし

その他：10件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	「非常用ディーゼル発電機、非常用炉心冷却系（高圧注水系除く）機能検査（A系）の運転性能検査」において、炉心スプレイ系ポンプ（C）の出口圧力指示計の指示値不良による当該ポンプの運転性能データ（揚程）の判定基準外れが認められたため、検査を一次中断し当該圧力指示計を交換後、検査を再開	GⅡ	
2	3号機	所内ボイラ加熱蒸気系配管の放射線透過検査において、当該配管の肉厚測定値に管理基準値外れ（1箇所）が認められたため、当該配管を詳細点検及び交換	GⅢ	
3	3号機	主低圧タービン（B）ローターの浸透探傷検査において、レーシングワイヤーの銀ロー溶接部に線状指示模様が認められたため、当該部を溶接補修	GⅢ	
4	3号機	主低圧タービン（B）ノズルダイヤフラム（上半）の浸透探傷検査において、ノズル板溶接部に線状指示模様が認められたため、当該部を溶接補修	GⅢ	
5	3号機	主復水器細管洗浄装置用ボール捕集器（B2）の点検において、ゴムライニング部に一部剥離が認められたため、当該部を補修	GⅢ	
6	3号機	循環水系ポンプ（C）の点検において、カップリング及び保護スリーブ取付け用ボルト及びビス（計9本）に腐食及びネジ山の損傷が認められたため、当該部品を交換	GⅢ	
7	3号機	主低圧タービン（A）ローターの浸透探傷検査において、レーシングワイヤーの銀ロー溶接部に線状指示模様が認められたため、当該部を溶接補修	GⅢ	
8	3号機	非常用ディーゼル発電機（A）の淡水希釈用消火系配管元弁（屋外設置）にシートリーク（鉛筆の芯1本程度）が認められたため、当該弁を点検・修理	GⅢ	
9	5号機	廃棄物地下貯蔵設備の廃スラッジ貯蔵タンクにリーク発生の可能性が認められたため、当該タンクレベルを継続監視及び対応検討	GⅢ	
10	その他	放射線管理区域内にて作業者が使用していた警報付き個人線量計が警報設定値に到達していないにも関わらず、警報が発生及び液晶表示部の欠損が認められたため、当該線量計を回収及び点検・修理	GⅢ	